

風俗営業許可申請（個人）

- 許可申請書【別記様式第1号】その1、その2(A)(B)(C)、その3・・・・・・・・・・・・ 1通
- 営業の方法を記載した書類【別記様式第2号】その1、その2(A)(B)(C)・・・・ 1通
- 営業所の使用について権限を有することを疎明する書類
 - 【営業所の所有権を有している場合】
 - ・ 営業所に係る登記簿謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - 【営業所の賃借権を有している場合】
 - ・ 営業所に係る登記簿謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ・ 営業所に係る賃貸借契約書又は使用承諾書・・・・・・・・・・・・ 1通
- 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (平面図～照明設備、音響設備、防音設備、家具類の配置状況を記載)
 - (周囲の略図～市販の地図等使用可)
- 住民票の写し（本籍が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ※ 外国人の場合、国籍が記載されたもの
- 誓約書（法第4条第1項各号（第7号、第12号を除く。）に掲げる者の
いずれにも該当しないことを誓約する書面）・・・・・・・・・・・・ 1通
- 身分証明書（外国人は不要）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ◇ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定
により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受け
て復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所等に確認してください。
- 選任する「管理者」に係る次の書類
 - (営業者と管理者が同一であれば②③は省略可)
 - ① 誠実に業務を行うことを誓約する書面・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ② 住民票の写し（本籍（外国人は国籍）が記載されたもの）・・・・ 1通
 - ③ 身分証明書（外国人は不要）・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ④ 誓約書（法第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約
する書面）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ⑤ 管理者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景
縦3.0cm、横2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日
を記入したもの）・・・・・・・・・・・・ 2枚
- 申請手数料 山口県収入証紙 24,000円

風俗営業許可申請（法人）

- 許可申請書【別記様式第1号】その1、その2(A)(B)(C)、その3・・・・・・・・・・・・ 1通
- 営業の方法を記載した書類【別記様式第2号】その1、その2(A)(B)・・・・・・・・ 1通
- 営業所の使用について権限を有することを疎明する書類
 - 【営業所の所有権を有している場合】
 - ・ 営業所に係る登記簿謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - 【営業所の賃借権を有している場合】
 - ・ 営業所に係る登記簿謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ・ 営業所に係る賃貸借契約書又は使用承諾書・・・・・・・・・・・・ 1通
- 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (平面図～照明設備、音響設備、防音設備、家具類の配置状況を記載)
 - (周囲の略図～市販の地図等使用可)
- 定款及び登記事項証明書（会社の登記状況）
- 法人にかかる誓約書（法第4条第1項第7号、第13号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面）・・・・・・・・・・・・ 1通
- 密接な関係（系列企業等）を有する法人があるときは、その名称、住所、代表者の氏名を記載した書面・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 申請者が株式会社であるときは、株主名簿の写し・・・・・・・・・・・・ 1通
- 法人の役員に係る次の書類
 - ① 住民票の写し（本籍が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・ 1通
※ 外国人の場合、国籍が記載されたもの
 - ② 誓約書（法第4条第1項第1～6号、第8～10号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面）・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ③ 身分証明書（外国人は不要）・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ◇ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所等に確認してください。
- 選任する「管理者」に係る次の書類
 - (役員と管理者が同一であれば②③は省略可)
 - ① 誠実に業務を行うことを誓約する書面・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ② 住民票の写し（本籍（外国人は国籍）が記載されたもの）・・・・・・・・ 1通
 - ③ 身分証明書（外国人は不要）・・・・・・・・・・・・ 1通

- ④ 誓約書（法第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面）……………1通
- ⑤ 管理者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景縦3.0cm、横2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）……………2枚

○ 申請手数料 山口県収入証紙 24,000円

特定遊興飲食店営業許可申請（個人）

- 許可申請書【別記様式第40号】その1、その2・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 営業の方法を記載した書類【別記様式第41号】・・・・・・・・・・・・ 1通
- 営業所の使用について権限を有することを疎明する書類
 - 【営業所の所有権を有している場合】
 - ・ 営業所に係る登記簿謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - 【営業所の賃借権を有している場合】
 - ・ 営業所に係る登記簿謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ・ 営業所に係る賃貸借契約書又は使用承諾書・・・・・・・・・・・・ 1通
- 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (平面図～照明設備、音響設備、防音設備、家具類の配置状況を記載)
 - (周囲の略図～市販の地図等使用可)
- 住民票の写し（本籍が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ※ 外国人の場合、国籍が記載されたもの
- 誓約書（法第4条第1項各号（第7号、第12号を除く。）に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面）・・・・・・・・・・・・ 1通
- 身分証明書（外国人は不要）・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ◇ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所等に確認してください。
- 選任する「管理者」に係る次の書類
 - (営業者と管理者が同一であれば②③は省略可)
 - ① 誠実に業務を行うことを誓約する書面・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ② 住民票の写し（本籍（外国人は国籍）が記載されたもの）・・・・ 1通
 - ③ 身分証明書（外国人は不要）・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ④ 誓約書（法第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面）・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ⑤ 管理者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景縦3.0cm、横2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）・・・・・・・・・・・・ 2枚
- 申請手数料 山口県収入証紙 24,000円

特定遊興飲食店営業許可申請（法人）

- 許可申請書【別記様式第40号】その1、その2・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 営業の方法を記載した書類【別記様式第41号】・・・・・・・・・・・・ 1通
- 営業所の使用について権限を有することを疎明する書類
 - 【営業所の所有権を有している場合】
 - ・ 営業所に係る登記簿謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - 【営業所の賃借権を有している場合】
 - ・ 営業所に係る登記簿謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ・ 営業所に係る賃貸借契約書又は使用承諾書・・・・・・・・・・・・ 1通
- 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (平面図～照明設備、音響設備、防音設備、家具類の配置状況を記載)
 - (周囲の略図～市販の地図等使用可)
- 定款及び登記事項証明書（会社の登記状況）
- 法人にかかる誓約書（法第4条第1項第7号、第13号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面）・・・・・・・・ 1通
- 密接な関係（系列企業等）を有する法人があるときは、その名称、住所、代表者の氏名を記載した書面・・・・・・・・・・・・ 1通
- 申請者が株式会社であるときは、株主名簿の写し・・・・・・・・ 1通
- 法人の役員に係る次の書類
 - ① 住民票の写し（本籍が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・ 1通
※ 外国人の場合、国籍が記載されたもの
 - ② 誓約書（法第4条第1項第1～6号、第8～10号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面）・・・・・・・・ 1通
 - ③ 身分証明書（外国人は不要）・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ◇ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所等に確認してください。
- 選任する「管理者」に係る次の書類
 - (役員と管理者が同一であれば②③は省略可)
 - ① 誠実に業務を行うことを誓約する書面・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ② 住民票の写し（本籍（外国人は国籍）が記載されたもの）・・・・ 1通
 - ③ 身分証明書（外国人は不要）・・・・・・・・・・・・ 1通

- ④ 誓約書（法第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面）……………1通
- ⑤ 管理者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景
縦3.0cm、横2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日
を記入したもの）……………2枚

○ 申請手数料 山口県収入証紙 24,000円